

議案第12号

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「行う国民健康保険の被保険者である」を「区域内に住所を有するとみなされる」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同項第8号中「北本市が行う国民健康保険の被保険者である」を「本市の区域内に住所を有するとみなされる」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
第3条第2項第4号中「埼玉県後期高齢者医療広域連合又は」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。